

発委第1号

令和3年2月16日

丹波篠山市議会議長 森本 富夫 様

提出者 議会運営委員会
委員長 足立 義則

丹波篠山市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

重大な感染症のまん延防止又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難な状況下においても、オンラインの活用による委員会の開催を可能とするよう、所要の改正を行う。

丹波篠山市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波篠山市議会委員会条例（平成11年篠山市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。
- 4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

丹波篠山市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(招集) 第13条 (略)</p>	<p>(招集) 第13条 (略) <u>(開催方法の特例)</u> <u>第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。</u> <u>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。</u> <u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>